



目次

規 則	ページ
◎高知県財産規則の一部を改正する規則	1

規 則

高知県財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月1日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第2号

高知県財産規則の一部を改正する規則

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 財産管理システム 電子計算機を用いて公有財産の取得、管理及び処分に係る登録等を行うための情報処理システム（情報処理を目的として複数の要素が組み合わせられた体系をいう。）をいう。

第52条第1項中「別記第1号様式から別記第17号様式まで」を「財産管理システムによる様式（以下「財産管理システム様式」という。）」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「及びその副本」を削り、同項を同条第2項とし、同条第5項中「及びその副本」を削り、「必要と」を「必要があると」に改め、同項を同条第3項とする。

第53条第1項中「総務部長」を「、財産管理システムにより総務部長」に改め、同条第2項中「当該公有財産について、公有財産台帳を調製し、又は整理しなければ」を「当該報告に係る公有財産について、その内容を審査し、公有財産台帳に反映させなければ」に改める。

第60条中「使用につき、」を「使用に係る」に、「別記第5号様式」を「財産管理システム様式」に改める。

第61条中「公有財産につき、」を「公有財産に係る」に、「別記第6号様式から別記第6号様式の8まで」を「財産管理システム様式」に改める。

第100条中「同条中「総務部長」とあるのは、」を「同条第1項中「、財産管理システムにより総務部長」とあるのは「会計管理局长」と、同条第2項中「総務部長」とあるのは」に改める。

第165条第1項中「別記第32号様式から別記第32号様式の4ま

で」を「財産管理システム様式」に改め、同条第2項中「別記第32号様式の2」を「財産管理システム様式」に改める。

第171条第1項中「別記第33号様式から別記第33号様式の9まで」を「財産管理システム様式」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第52条第4項及び第5項」を「第52条第2項及び第3項」に改め、同項を同条第2項とする。

第173条中「基金につき、」を「基金に係る」に、「別記第34号様式」を「財産管理システム様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 削除

別記第1号様式の2から別記第1号様式の17までを削る。

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

第5号様式及び第6号様式 削除

別記第6号様式の2から別記第6号様式の8まで及び別記第32号様式から別記第34号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。